

答 申 書
(答申第104号)
平成22年1月15日

電子計算組織を結合する方法による個人情報の提供の制限に関する意見について（答申）

北海道個人情報保護条例第10条第2項の規定により、平成21年10月30日付け建指第1856号で諮問のありました次のシステムについて、審議の結果、諮問の内容は適当なものであると認めます。

記

システムの名称	事務担当課(室)等	提供する個人情報の類型	提供先	システムの概要と電子計算組織結合の必要性
台帳・帳簿登録閲覧システム及び通知・報告配信システム(建築行政共用データベースシステム)	北海道建設部住宅局建築指導課	建築主	国、(財)建築行政情報センター	(財)建築行政情報センターが構築する台帳・帳簿登録閲覧システムを利用し、(財)建築行政情報センターが管理するデータセンターに確認申請情報等に関する情報を提供し、データベース化し保管する。これにより、建築物に係る事件、事故等が発生した場合に、データベースから迅速に該当物件を検索し、対応策を講じることができる。また、通知・報告配信システムと連携することにより、建築基準法で定められた指定確認検査機関からの報告がオンラインで受けることができ、台帳の迅速な整備が可能となる。